

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準 尖 頭 値	平 均 値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	六六デシベルから五六デシベルまで	五六デシベルから四六デシベルまで
五〇〇kHz以上五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注 を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(三) 放射妨害波の電界強度

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上一三〇MHz以下	三〇デシベル
一三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

(2) (1)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

第六十二条中「電力線搬送通信設備」の下に（第六十条第二号の規定の適用を受けるものを除く。次条において同じ。）を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

〇総務省令第百十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十月四日

総務大臣 菅 義偉

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。第四十四条第二項を次のように改める。

2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。

一 一〇kHzから四五〇kHzまでの周波数の搬送波を使用する次に掲げる電力線搬送通信設備

- (1) 搬送式インターホン（音声信号を送信し、及び受信するものをいう。以下同じ。）
- (2) 一般搬送式デジタル伝送装置（デジタル信号を送信し、及び受信するものであつて、四〇デシベル以上の減衰量を有するプロセッシングフィルタにより他の通信に混信を与えないような措置が講じられた電力線又は他への分岐がない電力線を使用するものをいう。以下同じ。）
- (3) 特別搬送式デジタル伝送装置（デジタル信号を送信し、及び受信するものであつて、使用する電力線に制限がないものをいう。以下同じ。）

二 屋内において二MHzから三〇MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）

第四十六条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

- 五 広帯域電力線搬送通信設備
- (1) 第一号の(1)から(3)までに掲げる事項
- (2) 次に掲げる事項の設計値及び測定値
- (一) 第三号の(4)の(二)に掲げる事項
- (二) 伝導妨害波の電流及び電圧
- (三) 放射妨害波の電界強度

第四十六条の二第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 広帯域電力線搬送通信設備

- (1) 搬送波の周波数が二MHzから三〇MHzまでの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が二MHzから三〇MHzまでの間にあるものであること。
- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の(一)から(三)までの各表に定める値以下であること。

(一) 通信状態における伝導妨害波の電流

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準 尖 頭 値	平 均 値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	三六デシベルから二六デシベルまで	二六デシベルから一六デシベルまで
五〇〇kHz以上二MHz以下	二六デシベル	一六デシベル
二MHzを超え一五MHz未満	三〇デシベル	二〇デシベル
一五MHz以上三〇MHz以下	二〇デシベル	一〇デシベル

注 を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準 尖 頭 値	平 均 値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	六六デシベルから五六デシベルまで	五六デシベルから四六デシベルまで
五〇〇kHz以上五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注 を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。